綾瀬市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 上土棚中村地区照合表

行為の	D 場 所 綾瀬市		
		確認事項	照合欄
建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築以外の建築物は、建築しては ならない。		
	(1) 住宅		
	(2) 住宅で事務所、店舗等を兼ねるもの		適
	(3) 共同住宅		不適
	(4) 診療所		
	(5) 店舗、飲食店		
	(6) 公園に設けられる公衆便所又は休憩所		
	(7) 前各号の建築物に付属するもの		
建築物の敷 地面積の最	1 1 3 0 m ²	m²	
低限度	2 共同住宅は200㎡かつ1住戸あたり40㎡	(, , 2 / l =)	不適
		(m²/住戸)	
壁面の位置	建築物の外壁等の後退距離は、道路境界線から計画 図に表示した位置においてそれぞれ1.0m以上又は1.5	道路からの位置	適
の制限	m以上	m	不適
建築物等	絶対高12mで、かつ、階数は地階を除き3以下		適
の高さの 最高限度		m	不適
421-31 6/2			
		階数: 階建	
777 657 16 557 6			
建築物等の 形態又は意	建築物の屋根及び外壁の色彩は、原色を避け、周囲との調和のとれた落ち着いたものとする	屋根:	適
匠の制限	とい詞和のとイト/に答り負レト/にものとする	外壁:	不適
** = 11.3 -			
かき又はさ くの構造の	道路側:生垣又は透視可能なものに内側に植栽帯を設けたもの		適
制限	1072-600		不適
	適		
照合結果	不適 抵触規定()	
/# +~			<i></i>
備考	適用除外·緩和規定等 有 ()		無
照合者	職名氏名		

備考:太枠内のみ記入してください。